



平成 26 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG 株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 山田 英  
(コード番号 4563 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 経営企画部長 米尾 哲治  
電 話 番 号 03-5730-2641

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 17 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 3 月 28 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を 74,092,800 株から 125,070,400 株に増加させるものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とするための規定を、定款第 29 条（社外取締役の責任限定契約）及び定款第 38 条（社外監査役の責任限定契約）として新設するものであります。なお、定款第 29 条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴い、条数の繰下げを行うものであります。
- (4) 単元未満株式についての権利については、平成 25 年 11 月 18 日に開示いたしました「株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおりです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 3 月 28 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 26 年 3 月 28 日（金）

以 上

## 【別紙】

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>74,092,800株</u> とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>125,070,400株</u> とする。
第7条 (条文省略)  (新設)	第7条 (現行どおり)  <u>第8条 (単元未満株式についての権利)</u> <u>当社の株主は、その有する単元未満株式については、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第27条 (条文省略)  (新設)	第9条～第28条 (現行どおり)  <u>第29条 (社外取締役の責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第28条～第35条 (条文省略)  (新設)	第30条～第37条 (現行どおり)  <u>第38条 (社外監査役 of 責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第36条～第39条 (条文省略)	第39条～第42条 (現行どおり)